

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律要綱

世界経済の不透明感が増す中で、新たな危機に陥ることを回避するためにあらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、地方消費税率引上げの実施時期を平成三十一年十月一日とするとともに、法人住民税の法人税割の税率の引下げの実施時期及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止時期の変更、自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等の措置を講ずることとし、次のとおり社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正するものとする。

第一 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律に関する事項

1 消費税の収入額に対する地方交付税の率について、以下の措置を講ずること。

(一) 平成三十一年度から二十・八パーセント（消費税率換算一・四七パーセント）とすること。（社会

保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律第四条関係)

(二) 平成三十二年度から十九・五パーセント(消費税率換算一・五二パーセント)とすること。(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律第五条関係)

(三) (一)の施行期日を平成三十一年四月一日とし、(二)の施行期日を平成三十二年四月一日とすること。(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第一条関係)

2 地方消費税の税率の七十八分の二十二(消費税率換算二・二パーセント)への引上げに係る改正規定の施行期日を平成三十一年十月一日とすること。(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第一条関係)

## 第二 地方税法に関する事項

個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年

の期限を平成三十三年まで延長すること。（附則第五条の四の二、第四十五条関係）

### 第三 地方税法等の一部を改正する等の法律に関する事項

#### 一 道府県民税及び市町村民税

1 法人税割の税率の引下げに係る改正規定の施行期日を平成三十一年十月一日とすること。（平成二十八年改正法附則第一条、第四条関係）

2 特定寄附金税額控除に係る控除額の変更に係る改正規定の施行期日を平成三十一年十月一日とすること。（平成二十八年改正法附則第一条、第四条、第十七条関係）

#### 二 事業税

1 都道府県が、納付された法人の事業税の額の一部に相当する額を、都道府県内の市町村に対し、各市町村の従業者数で按分して交付する交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の創設に係る改正規定の施行期日を平成三十一年十月一日とすること。ただし、平成三十一年度に限り、市町村に対し交付するものとされる法人事業税交付金は、同年度内に交付しないで、平成三十二年度に市町村に対し交付するものとされる法人事業税交付金に加算して交付するものとする。こと。（平成二十八年改

正法附則第一条、第六条関係)

2 六の4に伴い、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人の事業税の標準税率の変更に伴う経過措置について、次のとおり見直すこととする。 （平成二十八年改

正法附則第五条関係）

(一) 資本金一億円超の普通法人のうち平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が四十億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成二十八年三月三十一日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあつては、付加価値額が三十億円以下の法人についてはその超える額に二分の一の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が三十億円超四十億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて二分の一から零の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずること。

(二) 資本金一億円超の普通法人のうち平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が四十億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額

が平成二十八年三月三十一日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあつては、付加価値額が三十億円以下の法人についてはその超える額に四分の一の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が三十億円超四十億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて四分の一から零の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずること。

### 三 自動車取得税

- 1 自動車取得税の廃止に係る改正規定の施行期日を平成三十一年十月一日とすること。（平成二十八年改正法附則第一条関係）

### 四 自動車税

- 1 環境性能割の創設に係る改正規定の施行期日を平成三十一年十月一日とすること。（平成二十八年改正法附則第一条関係）
- 2 平成二十九年四月一日に施行することとされている、次に掲げる平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間に取得された自動車に係る環境性能割の特例措置に係る規定を削除す

ること。（平成二十八年改正法第二条関係）

（一）一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置

（二）一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る課税標準の特例措置

（三）路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る課税標準の特例措置

（四）一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る課税標準の特例措置

（五）車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置を備える自動車で初回新規登録を受けるものに係る課税標準の特例措置

（六）被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車に係

## る非課税措置

3 現行の自動車税の種別割への変更に係る改正規定の施行期日を平成三十一年十月一日とすること。  
(平成二十八年改正法附則第一条関係)

4 四の3に伴い、次に掲げる自動車税の特例措置について、所要の規定の整備を行うこと。(平成二十八年改正法第一条の二関係)

(一) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の税率を軽減する特例措置

(二) 新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税率を重くする特例措置

(三) 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車に係る非

## 課税措置

## 五 軽自動車税

1 環境性能割の創設に係る改正規定の施行期日を平成三十一年十月一日とすること。(平成二十八年

## 改正法附則第一条関係)

2 平成二十九年四月一日に施行することとされている、平成二十九年四月一日から平成三十一年三月

三十一日までの期間に取得された被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽自動車に係る環境性能割の非課税措置に係る規定を削除すること。（平成二十八年改正法第二条関係）

3 現行の軽自動車税の種別割への変更に係る改正規定の施行期日を平成三十一年十月一日とすること。（平成二十八年改正法附則第一条関係）

4 五の3に伴い、次に掲げる軽自動車税の特例措置について、所要の規定の整備を行うこと。（平成二十八年改正法第一条の二関係）

(一) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車の税率を軽減する特例措置  
(二) 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等に係る非課税措置

## 六 その他

1 二の1に伴い、地方税の減収に伴う地方債の特例措置に係る改正規定の施行期日を平成三十二年四月一日とすること。（平成二十八年改正法第七条の二、附則第一条関係）



2 平成三十一年度及び平成三十二年度に限り、廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に係る地方債の特例措置を講ずることとし、当該特例措置に係る改正規定の施行期日を平成三十一年四月一日とすること。（平成二十八年改正法第七条、第七条の二、附則第一条関係）

3 地方税法の改正に伴う地方債の特例措置について、第一の2、第三の一の1及び六の4に伴い、法人事業税交付金に係る部分以外の部分に係る改正規定の施行期日を平成三十一年十月一日とし、一の1に伴い、法人事業税交付金に係る部分に係る改正規定の施行期日を平成三十二年四月一日とすること。（平成二十八年改正法第七条、第七条の二、附則第一条関係）

4 地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に係る改正規定の施行期日を平成三十一年十月一日とすること。（平成二十八年改正法附則第一条、第三十一条、第三十二条関係）

#### 第四 その他

1 自動車税の環境性能割の非課税又はそれぞれの税率を定める規定の適用を受ける自動車及び軽自動車税の環境性能割の非課税又はそれぞれの税率を定める規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲については、平成三十一年度中に、自動車及び三輪以上の軽自動車に係る環境への負荷の低減に関する技術

開発の動向、地方財政への影響等を勘案して見直しを行い、必要な法制上の措置を講ずること。（附則

第二項関係）

- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 3 前記の改正は公布の日から施行すること。